

愛媛県立大洲高等学校肱川分校における部活動に係る活動方針

文部科学省が令和 7 年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の部活動の在り方に関する方針を以下のように定める。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、毎月の活動計画を作成し、必要に応じて活動実績を報告する。
- (2) 校長は、必要に応じて毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、指導者の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 本活動方針をホームページで公開する。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

- (1) 校長及び部活動顧問は、適切な生徒集団づくりや日頃からの目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、気温・湿度等の環境条件に配慮し、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応する。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、本校の生徒や地域の実態及び協議の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、以下のように定める。

- (1) 年間平均で週当たり 2 日以上休養日を設ける。
※ 平日の休養日を 1 日以上とする。ただし、週末に大会・練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。
- (2) 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、(1)以外にもまとまった休養日を設定する。
- (3) 平日の活動時間は、年間を通して平均 1 時間程度とする。練習試合等特別な場合を除いて、休日の活動は実施しない。